

川崎市消防局女性職員相談窓口設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消防局に勤務する女性職員の抱える様々な悩みの問題解決に向け、相談者とともに問題解決の糸口を見つけ出し安心して職務に専念できる職場環境を整え、女性職員が活躍し続ける職場を目指すための相談窓口の設置に関して、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 相談窓口は、消防局総務部人事課に置く。

(相談員)

第3条 相談員は、総務部人事課の職員及び相談の解決のため必要があると認める職員で人事課長が指名する者をもって充てる。

(専門相談員)

第4条 前条のほか、専門相談員として川崎市消防局非常勤嘱託保健師の活用を妨げない。

(対象者)

第5条 相談窓口の対象者は、消防局に勤務する女性職員とする。

(相談内容)

第6条 相談の内容は、次のとおりとする。

- (1) 職場での悩みや問題に関する事。
- (2) キャリアアップに関する事。
- (3) 仕事と家庭の両立に関する事。
- (4) 子育て支援に関する事。
- (5) 就労上の問題に関する事。
- (6) 心や体に関する事。

(7) その他女性を取り巻く悩みごとに関すること。

(相談方法)

第7条 相談の方法は、電話又は面接により個別に実施する。

(相談日時)

第8条 相談の日は、毎週月曜から金曜日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、相談日が土日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始を除く。

(相談員の責務)

第9条 相談員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 相談に当たっては、誠実かつ公正に対処し、相談者との信頼関係を築くように努めること。

(2) 相談の趣旨を十分認識し、相談員の信用を失墜させるような行為を行わないこと。

(3) 相談員として職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。相談員の職を退いた後も同様とする。ただし、秘密を保持することにより問題の解決を図ることが困難な場合で、相談者の了解を得たときは、この限りでない。

(不利益な取扱いの禁止)

第10条 相談者は、この要綱に定める相談に関し、法令等に抵触する場合を除き、人事上の不利益を受けない。

(相談の処理)

第11条 相談の処理は、次のとおりとする。

(1) 相談員は、別記様式により相談を行った記録を作成して人事課長に報告するものとする。

(2) 相談員は、相談の処理に日時を要するものについては、相談者に対して

回答予定日時、方法を告げること。

- (3) 相談員は、相談の適切な処理のため必要に応じて、各関係機関と連携を保ち協力を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成28年8月8日から施行する。

